

国民健康保険制度の抜本的な見直しに関する意見書

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の中核であるとともに、最後の砦として、国民の健康維持増進に大きく貢献してきたが、被保険者の年齢構成が高く医療水準が高いこと、所得水準が低いこと、保険税の負担率が高いこと、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が存在することや市町村間の格差があることなど、構造的な課題があった。

このため、国においては、平成30年度の国保改革により、都道府県と市町村が共同で運営する仕組みを創設するとともに財政支援を拡充している。

この改革により、埼玉県では、財政運営の共同化が行われ、令和5年に第3期埼玉県国民健康保険運営方針を策定し、令和8年度に法定外一般会計繰入金を解消すること、令和9年度に収納率格差以外の項目を統一する保険税水準を準統一すること、令和12年度に完全統一を目指しており、川口市でも、この県の方針を受け、法定外繰入の解消や保険税率等の見直しの検討、収納率向上や医療費適正化対策に取り組んでいる。

しかしながら、この国保改革では、被保険者の負担は大きく増大し、国保制度が抱える構造的な問題を解消できないことに加え、被用者保険制度の適用拡大により低所得者の割合が増加していることで、標準保険税率が上昇傾向にあり、今後も被保険者のさらなる負担増加が見込まれ、国民健康保険制度の安定した財政運営が懸念される場所である。

こうしたことから、国民健康保険制度の構造的な課題を抜本的に解決し、将来にわたり安定した持続可能な制度とするためには、国における財政支援の強化を求め、下記のとおり要望する。

記

- 1 被保険者の負担軽減を図るため、国庫負担割合を引き上げること
- 2 低所得者層に対する負担軽減策を拡充するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること
- 3 子どもに係る均等割保険税の軽減制度について、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、対象年齢の拡大及び軽減割合の引き上げなど、国の責任において財源を含めた軽減制度の拡充を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

令和7年12月23日

川口市議会議長

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣様  
財務大臣  
厚生労働大臣